

通訳の役割

—— コミュニティー通訳の視点から ——



高橋正明

東京外国語大学名誉教授 前多言語・多文化教育研究センター長

1 はじめに

日本に居住する外国人にとって最大の壁となるのは言葉である。

確かに日々の買い物や交通機関の利用にあたっては言葉の問題はそれほど大きな支障とはならないかもしれない。しかし日本で生活していくためには、外国人登録をはじめ、婚姻届、出生届、就学手続き、各種保険・税金・公共サービス関係の諸手続きなど、さまざまな窓口での多種多様な手続きが必要であり、そのすべてに言葉の問題がついてまわる。さらに病気やけがで医者にかかった場合、あるいは事故や犯罪に巻き込まれて警察ざたになった場合には、言葉の障害はきわめて深刻なものとなる。また解決が難しい問題に突き当たって誰かに相談しようとしても、目の前には再び言葉の壁が立ちはだかる。

コミュニティー通訳

暮らしの中で外国人が直面する言葉の障壁。それを乗り越える手助けをするのがいわゆる「コミュニティー通訳」¹⁾である。ふつう通訳というと直ちに念頭に浮かぶのは、政治家や政府要人のための外交通訳、国際会議における会議通訳、テレビ報道における放送通訳、ビジネスでの商談通訳などであろう。だが同じ通訳といっても、こうした通訳とコミュニティー通訳とではかなり性格が異なる。

また一口にコミュニティー通訳といってもその中には複数の分野と種類があり、決して様ではない。具体的には、入国管理局や警察での司法通訳、裁判での法廷通訳²⁾、病院・診療所での医療通訳、教育現場で子どもの学習支援をする学校通訳、役所の窓口での行政通訳、災害時のボランティア通訳、そして今回のテーマである外国人相談事業での通訳などが挙げられる（水野 2008：11-16）。

このように通訳といっても多様であるが、従来、通訳の基本的なモデルとされてきたのは会議通訳であった³⁾。というのも専門的な職業としてまず最初に認知されたのが会議通訳だったからである。第二次世界大戦後、会議通訳者の国際組織「会議通訳者国際協会」（International Association of Conference Interpreters, AIIC）が設立され（1953年）、資格制度も誕生した。それに伴って養成プログラムが整備され、大学における学術研究の対象にもなった。その結果、会議通訳の在り方と通訳技術が通訳の規範的なモデルとされるに至ったのである。

そうした中で、移民国家のアメリカ、カナダ、オーストラリアなどでは1970年代以降、またヨーロッパでは地域統合の動きを背景に90年以降、コミュニティー通訳に関する制度（養成プログラム、認定制度、倫理規定）が徐々に整備されていく。

外国人の権利保障とコミュニティー通訳

こうした動きの背景にあったのは、マイノリティーの権利保護についての関心の高まりである。すべての住民に対して市民としての権利が平等に保障されなければならない。移民や外国人住民が言葉の壁ゆえにそうした権利を享受できない場合には国家が通訳・翻訳サービスを提供しなければならない。このような考え方に立って、アメリカ、カナダ、EU、オーストラリアではコミュニティー通訳に関する制度の整備充実を図ってきたのである。

-
- 1) 「コミュニティー通訳」（community interpreting）の概念は必ずしも確立されたものではない。コミュニティー通訳先進国カナダでも、「パブリックサービス通訳」（public service interpreting）、「文化通訳」（cultural interpreting）などさまざまな呼称が用いられているとのことである（Roberts 1997：8）。ただこれに代わる適切な呼称が確立していないことから、多くの論者は不本意ながらこの用語を用いており、本稿でもそれに倣うこととする
 - 2) 「司法通訳」の厳密な定義はない。一般的に、入管から法廷までの司法の分野で通訳をする人を「司法通訳人」と総称し、その中でも特に裁判での通訳を担当する人を「法廷通訳人」と呼ぶとのことである（渡辺他 2004：11）
 - 3) 通訳と通訳学に関する歴史的概観についてはボエヒハッカー（2008）を参照

これと並行して、コミュニティー通訳に関する研究も盛んになってきた。95年にはカナダにおけるコミュニティー通訳者のネットワークである「クリティカル・リンク（Critical Link）」が主催して、コミュニティー通訳に関する最初の国際会議がカナダで開催されるに至った。以後、この会議は3年ごとに定期的に開かれ、コミュニティー通訳の性格や役割、在り方をめぐる研究や議論が盛んになっていく⁴⁾。

こうした前進にもかかわらず、コミュニティー通訳は会議通訳と比べて制度的整備と学術研究の両方で現在も大きく立ち遅れている。とりわけ日本ではそれがいっそう顕著であり、コミュニティー通訳に対する理解と評価は今なおきわめて低い。ようやく最近になって司法通訳人や医療通訳者の養成コースが一部の大学に設けられることになったものの、その数は少なく、また資格認定制度も存在していない。法廷通訳や医療通訳は本来高度な専門性を必要としているにもかかわらず、そのほとんどがボランティア活動に依存しているのが現状である。司法通訳の場合には日本司法支援センター（法テラス）⁵⁾が通訳料の基準を定めているが、医療通訳を含むそれ以外のコミュニティー通訳は無報酬かせいぜい交通費程度が支払われるだけである。

コミュニティー通訳に対する社会的評価がこのように低いのは、結局のところ、日本において外国人住民の権利がそれだけ軽視されているからだろう。日本社会にはいまなお外国人に対する差別意識や排他意識が根強く残っている。それゆえ、外国人住民に対して市民としての権利を保障しなければならないとする考え方も弱い。

本稿では、いまだ十分に理解されていないコミュニティー通訳の果たすべき役割について、外国人相談における通訳を中心に考えてみたい。

2 さまざまなタイプの通訳

先に述べたさまざまなタイプの通訳の間には右図のような関係があるといえよう（Garber 2000：15）。この図では会議、法廷、警察、医療の4種類の通訳が描かれているだけだが、このほかにも学校、行政、外国人相談などの通訳の円を重ねて描くことができる。見ての通り、それぞれの円は重なり合っているものの互いにずれている。いずれのタイプの通訳も、異なった言語を話す対話者の間を言語面で橋渡しするという点で共通している。しかしながら、対話者の性格、また対話が行われる場の性格によってこの橋渡しの仕方も微妙に異なってくる。さまざまな種類の通訳は、一方で共有する要素を持ちながら、他方でそれぞれ独自

の特徴を持っているのである。なかでも外交通訳・会議通訳・商談通訳とコミュニティー通訳⁵⁾との間にはかなりの違いがある。

第一に、対象となる外国人の性格が異なっている。

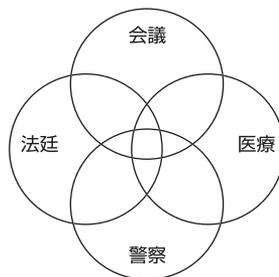
外交通訳・会議通訳・商談通訳などの場合、通訳の対象となるのはもっぱら一時的に日本に滞在する外国人である。これに対してコミュニティー通訳の場合には、比較的長期間にわたって日本に居住している外国人が中心となる。また社会階層の面から見ても、前者の場合には政治家、官僚、研究者、ビジネスマンなど、社会的に恵まれた比較的高い地位にある人々であるのに対して、コミュニティー通訳の場合には一般庶民層が大半であるといつてよい。

第二に、当事者間の関係性に違いがある。

外交通訳・会議通訳・ビジネス通訳のいずれにおいても、政治家と政治家、研究者と研究者、ビジネスマンとビジネスマンといった具合に、当事者間の関係は基本的に対等であるといつてよい。また両者が保持する情報・知識も釣り合っている。これに対してコミュニティー通訳の場合には、当事者間で非対称な力関係が働いていることが少なくない。ほとんどの場合、外国人住民は何の特権も持っていないばかりか、むしろ社会的弱者の立場に置かれている。それに対して、彼らが相対するのは、行政機関・病院・学校など強力な組織を後ろ盾とする警察官、医師、教師である。さらにまた、両者の間には情報・知識面でも大きな落差が見られる。

第三に、通訳の対象となる分野や問題が異なっている。

外交通訳・会議通訳・商談通訳の場合には大なり小なり専門的な事柄を扱う。



4) 最近では2007年にシドニーで第5回の国際会議が開催された。これまでに第4回までの主要報告集が公刊され、議論の内容を知ることができる (Carr et al. 1997; Roberts et al. 1999; Brunett et al. 2003; Wadensjö et al. 2007)

5) <http://www.houterasu.or.jp/>

6) このほか医療通訳について詳しくは連 (2007) を、法廷通訳については渡辺 (2004)、大木 (2008) を参照

これに対して、コミュニティー通訳の対象となるのは、結婚や離婚、夫婦関係、育児、教育、医療、役所での諸手続き、警察など日々の暮らしに密接に結びついた諸問題である。しかもほとんどの場合、当事者は困難な状況にあって苦しんでいる。

第四に、使用される言葉の性格が異なることである。

外交・国際会議・ビジネスの分野において用いられる言語は英語・フランス語などいくつかの大言語に限られる。それに対して、コミュニティー通訳の場合には、英語やフランス語などのいわゆる大言語からベトナム語、ビルマ語などの少数言語に至るまで実にさまざまな種類の言語が用いられる。さらに外交・国際会議・ビジネスにあっては当事者たちが当該分野での共通の知の枠組みを共有していることがほとんどであり、使用される語彙もその分野での専門用語が中心で、普遍性がきわめて高い。これに対してコミュニティー通訳の場合には、出身階層・出身地域・文化背景・教育水準を異にする実に多様な人々が対象であり、使用される語彙・言い回し・会話スタイルも非常に多様である。また各人の個別的な経験がテーマであることから、対話内容は当事者の独自の事情や価値観に色濃く染められていて単純な一般化が許されない。

3 通訳者は「仲介者」である

会議通訳であれコミュニティー通訳であれ共通しているのは、通訳者の基本的な役割が「仲介者」であるという点である。通訳の役割は、異なった言語を話す対話者の間を「橋渡しする」ことである。言い換えれば、通訳者は主役ではなく、当事者間のコミュニケーションを仲介するあくまでも脇役的な存在である。このことを通訳者はしっかりとわきまえておく必要がある。

コミュニティー通訳において通訳の初心者がしばしば犯しやすい誤りは、「会話の三角形」をつくってしまうことである。通訳者が媒介者であることをやめて第三の当事者になってしまい、対話者の一方と会話を始めてしまうのである。また対話者の方も、自分の言葉を理解してくれることからつつい通訳者に話しかけてしまうことがよくある。

放送・会議通訳者の新崎隆子によれば、ボランティア通訳への苦情でもっとも多いのは「外国人ゲストとの勝手なおしゃべり」だとのことである（新崎2001：7）。また外国人の弁護にあたる弁護士へのマニュアルには次のような注意が書かれている。「被告人と通訳人が、弁護人を抜きにして外国語で会話を続けることもある。なかには、自らの経験に基づき、被告人の防御の方針を独自に

アドバイスする通訳人もいるので（例えば、否認している被告人に対し、認めれば執行猶予がついて、早く釈放されるなど）、通訳人には必ず一回一回弁護人を經由して会話するよう注意し、内容を確認すべきである」（大木他 2008：78）



「都内リレー専門家相談会」で
相談者からヒアリングする筆者（右）

かつて、同時通訳者の西山千は、通訳者の存在は「必要悪」だと断言した（鳥飼 2007：251）。コミュニケーションが

第三者の介入なしに直接2人の間で成立すればこれに越したことはないという理由からである。しかし通訳者の存在が必要とされる以上は、せめて対話者同士があたかも通訳なしで自由に対話しているかのような状況をつくりだすことが望ましい。そのためには、対話者がお互いに向かい合い、通訳者の声は横から聞こえてくるようにすることで、対話者同士が直接話し合っているかのような状態を確保することが必要である（西山 1988：148-149）。

「会話の三角形」を生み出すことなく、通訳者があくまでも仲介者に徹するためには以下の点に配慮すべきである。

第一に、通訳者の座る位置である。会議通訳の場合には目立たぬ場所に同時通訳者用のブースが設けられることが多いが、コミュニティー通訳の場合には対話者の近くに着席するのが普通である。その場合、双方の対話者と通訳者の座る位置が正三角形の形にならないようにする。一般に、医療通訳や外国人相談の通訳の場合には、通訳者は患者や相談者のすぐ横（あるいは斜め後ろ）に寄り添う形で座るのが良いとされている。力関係の点で上位にある医師や専門家の前で患者や相談者が安心して話せるようにするためである。他方、中立性が要求される法廷の場合には、裁判官席の前にある書記官席の隣が普通とされている（水野 2008：42-43）。

第二に、会談の始まる前に、自分があくまでも仲介者であることを双方の対話者に対してはっきりと伝えておくことである。そして対話者にはお互いに向き合って話し合ってもらおう。対話者が通訳者に話しかけないよう、通訳する際に対話者と視線が合うことを意図的に避ける通訳者も少なくない。にもかかわらず、話

し手が相手にではなく通訳者に向かって話しかけることがよくある。また「……と伝えてください」と通訳者に依頼したりすることもある。こうしたときには、発言者は相手に向かって話すよう通訳者が促す必要がある。外国人相談でよく見られるのは、専門家の説明を外国人相談者がよく理解できなかった場合に、専門家ではなく通訳者に質問し、通訳者が専門家に代わって自分で説明してしまうというケースである。こうした場合、通訳者は自分で答えるのではなく、あくまでも媒介者に徹して質問を専門家に渡さなければならない。

第三に、通訳者の用いる人称である。通訳者が口を開くのは、あくまでも言語面での話者の代理者としてである。それゆえ通訳者は発言者になり代わって一人称の「私」を用いる。また対話の相手には二人称の「あなた」で呼びかける。何らかの拍子で発言者が通訳者に言及する場合には、通訳者は自分自身を三人称として扱う。同時通訳者の鳥飼玖美子によれば、通訳が素人かプロかを見極めるもっとも簡単な方法は、通訳の人称の使い方だとのことである。「素人通訳の特徴は『〇〇とおっしゃっています』『××だそうです』と三人称を使って訳すことである。訓練を受けたプロなら、自分を捨てて発言者になりきり、一人称を使って通訳をする」(鳥飼 2007: 235)。

4 「透明人間」か、「黒衣」か

しばしば「良い通訳者は透明人間である」と言われる(西山 1988: 50)。通訳者が下手だとコミュニケーションの流れは中断され、当事者のイライラした視線は通訳者へと向けられて、その存在が大きくクローズアップされてしまう。反対に通訳者が優秀な場合には、当事者間のコミュニケーションがスムーズに進み、その結果、通訳者の存在が当事者たちの意識からは消えて、当事者たちはあたかも自分たちが言葉の違いを超えてお互いに直接対話しているかのように感じる。そうした意味での「透明さ」であれば、会議通訳であるかコミュニティー通訳であるかを問わずすべての通訳に通じる理想的な在り方だと確かに言えよう。

だが通訳者の立ち会う間中ずっと通訳者が「透明人間」であることが望ましいかといえば、必ずしもそうではない。確かに会議通訳の場合には、通訳者がブースに入って会議参加者の目から姿を消してしまってもかまわない。だが、コミュニティー通訳、とりわけ外国人相談における通訳の場合には、「透明人間」というよりむしろ「黒衣」に例えた方が適切ではないか。

すでにみたように、コミュニティー通訳の場合、外国人は社会的に弱い立場に置かれていることが多い。彼らの言語や文化について知識を持っている通訳者は、

発言者の意図を聞き手に伝えることで外国人の権利を保障する重要な役割を担っている。自分の言葉や文化的背景を理解してくれる人が同席していることで外国人の精神的な負担は大きく軽減されるだろう。黒衣としての通訳者は自ら演じることはないものの、「演目を熟知した上で舞台にあがり、役者の演技を助ける」重要な役回りを担っているのである（鳥飼 2007：377）⁷⁾。

例えば、「東京外国人支援ネットワーク」が開催している「都内リレー専門家相談会」の場合、専門家との面談に先立って通訳者はまず相談者と対面して事情を聞く（ヒアリングという）。これによって相談者は自分が抱えている問題を母語で訴えることができる。通訳者は相談者の緊張を解きほぐしながら、何が問題なのかを把握して、専門家とのマッチングを担当するコーディネーターにつなぐ。そして専門家との面談の席では相談者に寄り添うようにして座り、相談者が抱えている問題が何かを専門家にきちんと伝え、専門家の説明を分かりやすく相談者に伝える。こうした役割を担う通訳者は透明人間というよりは黒衣と呼ぶ方がふさわしい。

5 通訳者の倫理

通訳者は通訳者として守るべき倫理についてしっかりと認識しておく必要がある。アメリカ、カナダ、オーストラリア、EUなどでは通訳者組織が倫理規定を定めているが、日本では例えば、日本通訳学会が司法通訳倫理原則案を提唱するなどの動きはあるものの、いまだ全国共通の規定は存在していない。

通訳者の守るべき倫理として、一般的に次のような項目が挙げられる。

(1) 正確性、(2) 公平性・中立性、(3) 守秘義務

しかしながらその内容は通訳の種類によって必ずしも同じではない⁸⁾。例えば「公平性・中立性」は司法通訳においては絶対だが、会議通訳や医療通訳ではそれほどでもない。司法通訳の場合には利益相反（個人的な利害と業務上の責任が

7) 「通訳者＝透明人間」論に対しては特に法廷通訳人からの批判が目につく。法廷では裁かれる立場にある人と、それを裁く側にある者との間には、力関係において大きな隔りがある。そうした条件下で裁判の公正さを確保するためには言語と文化の言葉の壁を突き崩す通訳人の役割がきわめて重要である。それにもかかわらず、裁判所はその点に無頓着で、通訳人の存在を厄介視し、通訳人を単なる「翻訳機械」としてしか扱っていない。「透明人間」論はそうした裁判所の姿勢を正当化しかねない、というのが批判の理由である（灘光 2001：65-67 森田 1998：103-106 水野 2008：152-153）

8) 各種通訳倫理規定の比較については水野（2005）を参照

対立)は決して許されないが、会議通訳で問題になることはほとんどない。また医療通訳では、アメリカの全米医療評議会のように、患者の健康・福利・尊厳が危険にさらされている場合に通訳者が擁護者として介入するアドボカシー(擁護的行為)を容認している団体もある(NCIHC 2004)。さらに外国人相談の場合には、相談に訪れた外国人の利益を守ることが基本的な目的であり、通訳者が外国人相談者寄りの立場に立つことはむしろ当然だろう。ただその場合でも、通訳にあたって通訳者の私情を交えない、価値判断を持ち込まない、助言や提案を付け加えないといった意味での「公平性・中立性」は守るべきである。このように分野の性格によって通訳に求められる倫理の在り方も違ってくるし、そもそも「公平性・中立性」といった概念自体が一義的に規定できるわけではない。

正確な通訳とは何か

「正確性」の概念についても同様である。アメリカ、カナダ、EU、オーストラリアの通訳者団体はいずれも、その倫理規定の中に「正確さ」を挙げている。しかし「正確さ」が具体的に何を意味しているのかについては、「どの倫理規定も、何事も削ったり付け加えたりしてはいけな」と述べる以外は『正確さ』が何を意味するのかを説明していない」のが現状である(Hale 1999: 201-202)。この問題は、そもそも通訳・翻訳とは何かという本質的な問いにもかかわることであり、簡単に答えが出ることではない。

ここでは次の点を強調するだけにとどめよう。すなわち、翻訳であれ通訳であれ、ある言語の語彙を別の言語の語彙にそのまま忠実に置き換えても正確に訳したことはないということである⁹⁾。いかなる言語でも、その言語の語彙の意味する範囲は独自であり、異言語間でそれがぴったり重なり合うことはない。それゆえそもそも語彙を置き換えること自体が不可能だからである¹⁰⁾。

通訳でも翻訳でも、通訳者(翻訳者)はまず(1)原文の意味を正確に理解した上で、(2)それを違う言語で表現する、という2つのステップを必ず踏む¹¹⁾。

通訳にあたって、通訳者はまず話者の言ったことの意味を正確に把握しなければならない。その際に重要なのは、言葉の表面上の意味にとどまらず、話し手が何を言いたいのか、話し手の意図は何なのかを文脈(コンテクスト)に沿って解読することである。そのためには単語・表現・文の構造など言語的な知識だけでなく、一般知識・専門知識、また話者の文化的、社会的背景に関する知識が必要である。特に外国人相談の場合には、参加者が普遍的な思考枠組みを共有している国際会議とは異なり、専門家と相談者の文化的背景が大きく異なっており、ま

た相談者の用いる言語が文化的に独自の意味合いを強く持つ日常言語であることから、通訳者は相談者の文化的、社会的背景について十分な知識を持っていることが求められる。通訳者は、これらさまざまな知識を総動員しながら、そして発話のなされた文脈を十分に考慮に入れつつ、話者の発話に込められた意味を解読しなければならない。

その上で、通訳者は、話者の語った内容を相手に分かりやすく伝えなければならない。外国人相談の場合において特に重要なことは、専門家の説明が相談者にきちんと伝わるよう、工夫してできるだけ分かりやすい表現を用いることである。その点で、通訳者の新崎隆子が紹介している次のエピソードは参考になる。新崎が、アメリカのゴア副大統領と日本の3人の子どもたちが衛星回線を通じて対話する催しを同時通訳したときのことである。

「環境問題と言えば sustainable development, global warming, biodiversity, fossil fuel, ozone depletion, industrial waste のような話題が出ないはずがない。日本語にするとそれぞれ、持続可能な開発、地球温暖化、生物多様性、化石燃料、オゾン

-
- 9) こうした「置き換え」は、語学教師であれば毎日のように経験している。学生が外国語のテキストを読む際にほぼ例外なくやるのがこれである。分からない単語が出てくる度に辞書を引き、それらしき訳語を余白に書き込んでいった後、漢文の読み下しさながらに、メモした訳語を並び替えながらつなぎ合わせて「訳す」のである。その結果は、たいていの場合、意味不明瞭な日本文となる。そして「訳せませうけど、意味は分かりません」という弁明がつく。「訳す」(日本語に変換する)ためにはまず最初のステップとして原文の意味を「理解」しなければならないことが忘れられているのである。それゆえに外国語教育においては、翻訳が「理解」と「表現」の2つの異なったステップから成っていることをしっかりと押さえておくことがきわめて重要である。しばしば見られることだが、授業において学生に外国語の原文をすぐに日本語訳させることはこの2つのステップを圧縮させることになり、「置き換え」を誘発しやすい。訳読の授業においては、すぐに日本語訳に入るのではなく、その前に、原文で理解できないところはないか学生に問いかけたり、理解困難な、あるいは間違えやすいと教師が考える個所について発問するなどして、なによりもまず原文の正確な理解を徹底させることが必要である。同じ考え方は日本語から外国語への翻訳についても当てはまる。英語に即してこのことを強調している長部(2001)を参照
- 10) ただし専門用語や法律用語の場合は例外である。会議通訳者や法廷通訳人は通訳の際に正確に置き換えることができるよう、事前に徹底的に頭の中に叩き込んでおかなければならない。これに対して外国人相談の通訳では専門家が専門用語を用いても相談者が理解できない場合が多いから、そうした場合には通訳者は専門家に分かりやすい表現で説明し直してもらうように依頼する必要がある
- 11) 同時通訳者のセレスコビッチも、今や通訳論の古典となった著作において通訳のプロセスを分析する中で、「理解」(comprehension)と「表現」(expression)を切り離している(Seleskovitch 1998: 8)

層の破壊、産業廃棄物になるが、どのように言えば小学校2年生の子供にわかってもらえるだろうか。(中略)／通訳は必死になって言い換えを試みた。『ずっと便利な生活が続いていくこと』『地球がだんだん暖くなる現象』『いろんな生物が生きていること』『石油や石炭』『地球を守る空気の層が壊れること』『工場から出るごみ』。幸いにも、少女はきちんとゴアさんの質問に答えることができた」(新崎 2001：12-13)

他方で、通訳者が話の内容そのものを編集することはあってはならない。通訳者の勝手な判断で、話の内容を削ったり、あるいは言われていないことを付け加えたりすべきでないことはもちろんである。また外国人相談の場合、相談者の話の内容が重複したり前後したりすることがよくある。そうした際にも、通訳者が話の内容をきれいに整理して専門家に伝えるのではなく、相談者に短く切って話してもらいながら、その内容をできるだけ忠実に通訳すべきである。話の内容だけでなく相談者の話し方からも専門家が読み取る材料があるからである。話の内容で不明な点は専門家から改めて質問してもらい、専門家と相談者とがやりとりを繰り返すことを通じて何が問題なのかを専門家に判断してもらうのである。

以上、通訳者の倫理についてみてきたが、倫理規定はあくまでも一般的な指針であり、実際に起こるかもしれないすべての事態について答えを提供しているわけではない。実際の通訳の場では、事前に想定していなかったような問題に直面する可能性がある。そうしたときには、外国人相談の目的は何か、そして通訳者の基本的任務が何かを思い起こし、それを判断基準としながら柔軟に対応していかなければならない。

6 おわりに

外国人相談の目的は、外国人が抱える問題について専門家から適切なアドバイスを得ることで外国人がその問題を解決できるように支援することである。通訳者は専門家と協力しながらこの課題にあたる。通訳者の役割は専門家と外国人を言語面でしっかりとつなぐことである。通訳者は、相談者が安心して自由に相談ができるよう配慮しながら、相談者が抱える問題が何なのかを正確に聞き取り、それを正確に専門家に引き渡す。そして専門家の助言をしっかりと理解し、それを正確に相談者に伝える。通訳者にとって一番重要なのはこの原則を常にしっかりと心にとめておくことである。

高橋正明 (たかはし・まさあき)

1945年、東京都生まれ。71年本学スペイン語学科卒業。71年から75年にかけてメキシコに留学。帰国後は通訳をしながら東大大学院で修士号を取得。80年4月から2009年3月まで東京外国語大学に教員として勤務し、ラテンアメリカ現代史とスペイン語の教育を担当。多言語・多文化教育研究センターの設立にかかわり、06年から08年にかけて初代センター長を務める。また語学ボランティアとして外国人相談会にも参加。専門はラテンアメリカ研究。

【参考文献】

- Brunett, Louise, Bastin, Georges, Hemlin, Isabell and Clarke, Heather (eds) . 2003. *In The Critical Link 3 : interpreters in the community*, Amsterdam/Philadelphia : John Benjamins Publishing Company.
- Carr, Silvana E., Roberts, Roda P., Dufour, Aideen and Styen, Dini (eds) . 1997. *In The Critical Link : interpreters in the community*, Amsterdam/Philadelphia : John Benjamins Publishing Company.
- Garber, Nathan. 2000. "Community Interpretation : A Personal View," Roberts, Roda P. et al. (eds) , *The Critical Link 2 : Interpreters in the Community*, Amsterdam/Philadelphia : John Benjamins Publishing Company.
- Hale, Sandra. 1999. "The interpreter on trial : pragmatics in court interpreting," In Roberts, Roda P. et al. (eds) , *The Critical Link 2 : Interpreters in the Community*, Amsterdam/Philadelphia : John Benjamins Publishing Company.
- Hale, Sandra. 2007. *Community interpreting*, Houndmills (England) : Macmillan.
- 水野真木子 2005. 「各種通訳倫理規定の内容と基本理念 — 会議、コミュニティ、法廷、医療通訳の倫理規定を比較して」、『通訳研究』第5号
- 水野真木子 2008. 『コミュニティー通訳入門』 大阪教育図書
- 森田豊子 1998. 「ペルシャ語通訳の経験から」、渡辺修・長尾ひろみ編著 『外国人と刑事手続 — 適正な通訳のために —』 成文堂
- 連利博監修. 2007. 『医療通訳入門』 松柏社
- 灘光洋子 2001. 「法廷通訳人が直面する問題点 — 文化的差異をどう捉えるか —」 『異文化コミュニケーション研究』第13号
- NCIHC (The National Council on Interpreting in Health Care) . 2004. "A National Code of Ethics for Interpreters in Health Care". [http : //data.memberclicks.com/site/ncihc/NCIHC National Code of Ethics.pdf](http://data.memberclicks.com/site/ncihc/NCIHC_National_Code_of_Ethics.pdf)
- 西山千 1988. 『英語の通訳』 サイマル出版会
- 大木和弘他 2008. 『外国人刑事弁護マニュアル』 改訂第2版 現代人文社
- 長部三郎 2001. 『伝わる英語表現法』 岩波新書
- ポエヒッター、フランツ 2008. 『通訳学入門』 みすず書房

- Roberts, Roda P. 1997. "Community interpreting today and tomorrow," Carr, Silvana E. et al. (eds), *The Critical link : interpreters in the community*, Amsterdam/Philadelphia : John Benjamins Publishing Company.
- Roberts, Roda P., Carr, Silvana E., Abraham, Diana and Dufour, Aideen (eds) . 1999. *The Critical Link 2 : interpreters in the community*, Amsterdam/Philadelphia : John Benjamins Publishing Company.
- Seleskovitch, Danica. 1998. *Interpreting for international conferences : problems of language and communication*, Third revised edition, Washington, D.C. : Pen and Booth.
- 新崎隆子 2001. 『通訳席から世界が見える』 筑摩書房
- 鳥飼玖美子 2007. 『通訳者と戦後日米外交』 みすず書房
- Wadensjö Cecilia, Dimitrova, Birgita Englundl and Anna-Lena. 2007. *The Critical Link 4 : professionalisation of interpreting in the community*, Amsterdam/Philadelphia.
- 渡辺修他 2004. 『司法通訳—Q&Aで学ぶ通訳現場』 松柏社